

国土総合開発法案三案要旨比較

(昭和二五・三・一五)

項目	審議会案 A	内閣案 B	安定本部案 C
目的	<p>一、国土の総合的な開発及び保全を促進すること。 (第一條)</p>	<p>一、自然、経済、社会、文化等の総合的見地から、国土の総合的利用、開発及び保全並びに産業、文化等の適正な立地(総合開発という)を促進すること。 (第一條)</p>	<p>一、国土の自然的条件及び経済的條件等の総合した見地から、国土総合開発の基本につき計画を樹て、その重点の明確化と資金財源の効率的運用を図り、国土の開発及び保全、国内需要の利用、産業立地の適正化、社会福祉の向上等に資すること。 (第一條)</p>
定義	<p>国土開発計画(都道府県開発計画、地方開発計画及び特定地域開発計画も含む)とは、国又は地方公共団体の施策に属するもの事項に関する総合的計画でその施策の基本となるべきものをいう。 一、土地、及び水の利用及び調整に関する事項。 二、治山、治水、その他災害の防除に関する事項。 三、都市及び農村の規模及び配置に関する事項。</p>	<p>総合開発計画とは、この法律の目的を達成するために、国土及び一定の地域により、国又は地方公共団体の施策に属するもの事項に関して立案する総合的計画で、その施策の基本となるべきものをいう。 一、土地、水、その他の資源の利用に関する事項。 二、治山、治水、その他災害の防除に関する事項。 三、都市及び農村の規模、配置に関する事項。</p>	<p>国土の総合開発の基本に関する計画とは、この法律の目的を達成するために必要なるもの事項に関する総合的計画をいう。 一、土地、水、その他の資源の開発及び利用。 二、治山、治水、その他災害の防除。 三、重要な公共的施設の規模及び配置</p>

項目	審議会案 A	内閣案 B	安定本部案 C
審議会	<p>内閣総理大臣の所轄 (第二條)</p> <p>一、国土の開発及び保全に関する関係行政機関及び地方公共団体の充達の総合調整並びに 二、国土開発計画について調査審議し、結果を、内閣総理大臣及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長又は地方公共団体に勧告</p>	<p>総理府におく(内閣総理大臣の所轄) (第二條)</p> <p>一、国土の総合開発計画及びその事項について調査審議し、結果を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を通じて各省大臣に報告又は勧告 二、総合開発計画の作成基準</p>	<p>各省安定本部総裁の所轄 (第二條)</p> <p>一、国土総合開発の基本に關し、その事項について調査審議し、安定本部総裁及び安定本部総裁を通じて関係行政機関の長又は地方公共団体に必要を報告及び勧告をする 二、国土総合開発の基本に關する目標設定 三、特定地域の指定基準の決定 四、産業等の立地の基準の決定 五、総合開発にともなう資金財源の確保に關すること。 六、総合開発の効果の判定 七、都道府県、北海道、地方、特定地域各開発計画の総合調整</p>
内閣	<p>四、交通、産業、その他重要な公共的施設に關する事項 (第十三條)</p>	<p>四、産業の立地に關する事項 五、生涯、交通、文化、福祉その他重要な公共的施設の規模、配置及びその実施の順位に關する事項。 (第二條)</p>	<p>四、産業等の適正な立地 (第二條)</p>

項目	審議会案 A	内閣案 B	安定本部案 C
都道府県総合開発計画	<p>1. 都道府県が立案し、主務大臣及び主務大臣を通じて審議会に提出し、併せて閣内閣府行政機関の長に送付 (オ五条)</p> <p>2. 関係行政機関の長は、その意見を内閣総務大臣を通じて審議会に提出 (オ五条)</p>	<p>1. 都道府県が立案し、建設大臣及び建設大臣を通じて審議会に報告し、併せて閣内閣府行政機関の長に報告 (オ五条)</p> <p>2. 各府大臣は、その意見を安定本部案に提出 安定本部案は、提出された意見をとりまとめ、意見を附して審議会に提出 3. 審議会は提出された都道府県開発計画につき、国土の総合開発計画との総合調整を必要と認めるときは、これを調整審議し、その結果を、内閣総務大臣及び内閣総務大臣を通じて関係都道府県各府大臣に報告又は勧告 (オ五条)</p>	<p>1. 都道府県が立案し、安定本部案及び関係行政機関の長に提出 安定本部案はこれを審議会に附載 (オ六条、十二条、オ十四条)</p> <p>2. Bの2に同じ (オ十三条)</p> <p>3. 審議会は右二者を審議会に提出 (オ十四条)</p>
北海道開発計画			北海道開発庁長官が立案する 取扱いは都府県計画に同じ
地方総合開発計画	<p>1. 自然的、経済的又は社会的に密接な関係を有する地域が都道府県の区域にわたる場合は、関係都道府県は、協賛により規約を定めて地方設定し、協賛に基づいて地方計画と立案することができる。</p>	<p>1. 自然的、経済的又は社会的に密接な関係を有する地域が都道府県の区域にわたる場合は、関係都道府県は、協賛により規約を定めて地方設定し、協賛に基づいて地方計画と立案することができる。</p>	<p>1. 自然的、経済的又は社会的に密接な関係を有する地域が都道府県の区域にわたる場合は、関係都道府県は、協賛により規約を定めて地方設定し、協賛に基づいて地方計画と立案することができる。</p>

審議会の組織	国会に対する報告	内閣総務大臣の権限
<p>委員 七人 特別委員 一五人 専門委員 二〇人 事務局設置 (オ四条)</p>	<p>審議会は、調査審議の結果を、内閣総務大臣を通じて国会に報告することができる。 (オ二条)</p>	<p>2. 内閣総務大臣は、国土の開発及び保全に関する法律について、関係行政機関の長又は関係行政機関と地方公共団体との間で意見の一致が見られない場合等その必要があると思われる場合は、審議会の意見を大きくすることができる。 (オ二条)</p>
<p>委員 二〇人 専門委員 事務局 幹事 (オ四条)</p>		<p>2. 内閣総務大臣は、国土の総合開発に関する基礎的計画について関係各府間で総合調整の必要があると思われる場合、及び前項の事項につき審議会の意見を大きくすることができる。 (オ三条)</p>
<p>委員 二〇人 専門委員 事務局は安定本部で処理 (オ五条)</p>		<p>3. 関係行政機関の長は、その所管に属する施策に關する基本計画で国土総合開発の基本に關する計画と密接な関係を有するものについては安定本部案を通じて審議会の意見を大きくすることができる。 (オ二条)</p>

項目	審議会案 A	内閣案 B	安定本部案 C
諸計画の關係	1. 地方計画のある場合、都道府県計画はそれに適合しなければならぬ。 2. 都道府県等の施策が地方計画に適合せぬときは、地方関係審議会の意見をきいて協賛しなければならぬ。(才九条)	1. 都道府県、地方、特定地計画は相互に適合調整されねばならぬ。(才九条)	1. Bのノに同じ 才十一條
勸告の効果	1. 関係行政機関の長、地方公共団体は、審議会の勸告を尊重しなければならぬ。(才三条)	1. Aのノに同じ 2. 内閣総理大臣は、各省大臣及び都道府県に対し、勸告に對してとつた措置の報告を求めることができる。(才十條)	1. Aのノに同じ 2. 審議会は、安定本部審議を通じて関係行政機関の長、都道府県に対し、勸告に對する意見、又はこれに對してとつた措置の報告を求めることができる。(才十五條)
特定地域及び特定地域総合開発計画	1. 未開発の買集地域、後進地域、災害防除のため特に必要を地域、特別に建設又は整備を必要とする大都市又は地方都市地域等 2. 内閣総理大臣が審議会の意見をきいて指定 3. 特定地域については、地方公共団体が施行する事業の経費につき法律による補助の特別、地方財政法才十六條の規定に基く補助金その他の措置を講じ得る。(才十條)	1. Aのノに同じ 2. 安定本部審議が各省大臣の意見をとりまとめ、建設大臣が関係都道府県の同意を基た上で、両者の協賛による整備に至るまで指定 3. 計画は関係都道府県で立案	1. 国土の開発又は保全等のため特に必要と認められる地域 2. 関係行政機関の長が安定本部審議、関係都道府県、北海道開発庁長官の同意を基て指定 3. 計画は都道府県又は北海道開発庁長官が安定本部審議の意見をきいて立案

都道府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会	1. 都道府県は條例で、地方は関係都道府県の協賛により設置できる。 2. 條例又は規約には審議会の設置、組織その他必要事項(地方開発審議会にあつては費用負担方法を含む)を定めねばならぬ。 3. 地方開発審議会には内閣総理大臣の推薦する二人の委員を入れる。(才八條)	1. Aのノ、ニに同じ 2. Aのノ、ニに同じ (才七條)	1. Aのノ、ニに同じ(且し、都府県) (才八條) 3. 地方開発審議会には安定本部審議の推薦する二人の委員及び関係行政機関の地方支分局長を加えるものとする。(才八條)
特定地域及び特定地域総合開発計画	1. 未開発の買集地域、後進地域、災害防除のため特に必要を地域、特別に建設又は整備を必要とする大都市又は地方都市地域等 2. 内閣総理大臣が審議会の意見をきいて指定 3. 特定地域については、地方公共団体が施行する事業の経費につき法律による補助の特別、地方財政法才十六條の規定に基く補助金その他の措置を講じ得る。(才十條)	1. Aのノに同じ 2. 安定本部審議が各省大臣の意見をとりまとめ、建設大臣が関係都道府県の同意を基た上で、両者の協賛による整備に至るまで指定 3. 計画は関係都道府県で立案	1. 国土の開発又は保全等のため特に必要と認められる地域 2. 関係行政機関の長が安定本部審議、関係都道府県、北海道開発庁長官の同意を基て指定 3. 計画は都道府県又は北海道開発庁長官が安定本部審議の意見をきいて立案

関係行政機関 地方公共団体 の協力義務	関係行政機関 の助言	勧告の 公表
<p>関係行政機関、地方公共団体は、国土開発審議会、地方、都道府県審議会がその任務を円滑に遂行することができるようこれに協力し、その求めに応じて資料の提出、意見の開陳又は説明をしなければならない。</p> <p>(第十一條)</p>		<p>国土開発審議会は勸告した場合、都道府県が都道府県、地方開発計画を立案した場合、又は勧告を受けた場合は、公表しなければならない。</p> <p>(第十二條)</p>
<p>Aに同じ</p> <p>(第十二條)</p>	<p>関係行政機関の長は、関係都道府県に対し都道府県、地方、特定地域開発計画立案に対し必要な助言ができる。</p> <p>(第十一條)</p>	<p>審議会は調査審議の結果につき必要と認めれば意見を公表する。</p> <p>(第十三條)</p>
<p>Aに同じ</p> <p>(第十六條)</p>	<p>Bに同じ</p> <p>(第十條)</p>	<p>Bに同じ</p> <p>(第十五條)</p>